

2023年5月12日

各 位

会 社 名 マーチャント・バンカーズ株式会社
代表取締役社長兼 CEO 高 崎 正 年
(コード 3121 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員 CFO 兼財務経理部長 山崎 佳奈子
(TEL 03-6434-5540)

決算期（事業年度の末日）の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、決算期の変更（事業年度の末日）の変更及び定款一部変更について2023年6月28日開催予定の当社第99回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、経営及び事業運営の効率化、業績管理の厳密化を進めるとともに、より適時・適正な経営情報の開示を図るため、毎年11月1日から翌年10月31日までに変更いたしますとともに、今後の事業展開に備えるため、定款第2条（目的）につきまして、事業目的を一部追加するものであります。

2. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日：2023年6月28日（予定）

定款変更の効力発生日：2023年6月28日（予定）

3. 決算期変更の内容

現 在：毎年3月31日

変更後：毎年10月31日

決算期変更の経過期間となる第100期は、2023年4月1日から2023年10月31日までの7ヶ月決算となる予定です。

4. 今後の見通し

第100期の業績見通しにつきましては、2023年5月12日付「2023年3月期決算短信」にて公表のとおりです。

5. 定款の一部変更

変更の内容は次の通りであり、本日開催の取締役会において、決議いたしました。
なお、下線部分は変更箇所を示しております。

現 行 定 款	変 更 案
第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
（新 設）	<u>(32) 防犯カメラの販売及び設置等、セキュリティに関する事業</u>
<u>(32) 前各号に付帯する業務及び前各号の目的を達成するために必要な業務</u>	<u>(33) 前各号に付帯する業務及び前各号の目的を達成するために必要な業務</u>
第13条（招集） 当社の定時株主総会は、 <u>毎年6月</u> にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。	第13条（招集） 当社の定時株主総会は、 <u>毎年1月</u> にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
第14条（定時株主総会の基準日） 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、 <u>毎年3月31日</u> とする。	第14条（定時株主総会の基準日） 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、 <u>毎年10月31日</u> とする。
第38条（事業年度） 当社の事業年度は <u>毎年4月1日</u> から翌年3月31日までの1年とする。	第38条（事業年度） 当社の事業年度は <u>毎年11月1日</u> から翌年10月31日までの1年とする。
第40条（剰余金の配当の基準日） 当社の期末配当の基準日は、 <u>毎年3月31日</u> とする。	第40条（剰余金の配当の基準日） 当社の期末配当の基準日は、 <u>毎年10月31日</u> とする。
2 当社の中間配当の基準日は、 <u>毎年9月30日</u> とする。	2 当社の中間配当の基準日は、 <u>毎年4月末日</u> とする。
第7章 附 則	第7章 附 則
<u>第43条（電子提供措置等に関する経過措置）</u>	<u>(削 除)</u>
(条文省略)	
2 (条文省略)	
3 (条文省略)	
（新 設）	<u>第43条（第100期事業年度） 第38条の規定にかかわらず、第100期の事業年度は、2023年4月1日から2023年10月31日までの7か月間とする。</u>
（新 設）	<u>第44条（第100期の中間配当の基準日） 第40条の規定にかかわらず、第100期の中間配当の基準日は、2023年9月30日とする。</u>
（新 設）	<u>第45条（附則の有効期限） 第43条から本条までの規定は、第100期の事業年度経過をもって削除する。</u>

以 上